別記様式第4号（第13条関係）

|  |
| --- |
|  |
|  | 登録番号　　　　　001101 |  |
|  |
|  | 印鑑登録証長洲町長 |  |
| ○　この印鑑登録証は、印鑑の登録を受けている本人であることを証明するものですから大切に保管してください。 |

|  |
| --- |
| 注意事項 1　印鑑登録証明書を受けようとするときは、この登録証を必ず提出してください。登録してある印鑑はいりません。2　この登録証の提出がなければ印鑑登録証明書は、発行しません。3　代理人に証明書の交付を依頼するときは、この登録証を持参させてください。委任状等や登録してある印鑑はいりません。4　この登録証を亡失したときは、事故防止のため直ちに届け出てください。この場合、再交付はせず改めて新規登録の手続きが必要です。5　転出、廃鑑、氏名変更、死亡等の場合は、この登録証をかえしてください。 |